

船舶事故調査報告書

平成26年2月27日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

| | |
|--|---|
| 事故種類 | 釣り客負傷 |
| 発生日時 | 平成24年10月14日（日） 10時53分ごろ |
| 発生場所 | 高知県土佐清水市足摺岬 ^{あしずり} 北方沖の ^{おおよほし} 大与星（岩礁） 足摺岬灯台から真方位359° 2,220m付近 （概位 北緯32° 44.8′ 東経133° 01.2′） |
| 事故調査の経過 | 平成25年3月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 | 瀬渡船 ^{まるて} 丸手丸、9.1トン KO2-6715（漁船登録番号）、個人所有 14.30m (Lr) × 3.78m × 1.23m、FRP ディーゼル機関、426.59kW 平成13年6月5日 第282-18848号（船舶検査済票の番号） |
| 乗組員等に関する情報 | 船長 男性 66歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年2月1日 免許証交付日 平成24年3月13日 （平成29年4月24日まで有効） 釣り客A 男性 51歳 |
| 死傷者等 | 重傷 1人（釣り客A） |
| 損傷 | なし |
| 事故の経過 | 本船は、船長が1人で乗り組み、朝方に瀬渡しを行った釣り客に昼の弁当を届けようとし、釣り客A及び釣り客Bのいる足摺岬北方沖の大与星に向かった。 船長は、大与星に到着し、操舵室右舷側の操縦席に座り、船首部を固定するため、機関を前進にかけて岩場に押し付けたものの、思うように固定できず、作業をやり直そうと思い、機関を中立にしたところ、船首部がうねりを伴う波により、岩場から少し離れ、釣り客Aが見えなくなった。 釣り客Aは、本船が弁当を届けに来たことに気付き、船首部が岩場に押し付けられている状況を見たので、本船に乗り移って弁当を取ろうと思い、船首 ^{やり} 檣出し部に片足を伸ばしたところ、本船が後ろに下が |

| | |
|---------------|---|
| | <p>り始め、平成24年10月14日10時53分ごろ岩場と本船の間の水面近くまで落下した。</p> <p>釣り客Aは、本船の船首部と岩場の間に挟まれないよう、体をねじって逃げようとしたものの、下半身が動かず、腹部辺りを船首先端下部のタイヤと岩場の間に挟まれ、動けない状態となった。</p> <p>船長は、釣り客Aが落ちたことに気付かず、機関を前進にかけて船首部を岩場に押し付ける作業を始めたところ、岩場にいた釣り客Bの仕草で釣り客Aが岩場と本船との間に落ちたことに付き、本船を岩場から離れた。</p> <p>船長は、釣り客Aが自力で動くことができず、釣り客Bが、引き揚げようとしたものの、できなかったことから、近くの岩場にいた釣り客4人に救援を依頼し、釣り客Bと共に釣り客Aを本船に引き揚げ、土佐清水市伊佐漁港に帰った。</p> <p>救援に当たった釣り客は、帰る途中に119番通報を行った。</p> <p>釣り客Aは、医療用ヘリコプターにより、高知市内の病院に搬送され、4か月の入院加療を要する骨盤骨折と診断された。</p> |
| <p>気象・海象</p> | <p>気象：天気 曇り、風向 北東、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：うねり 波高約1.5～2.0m</p> <p>潮汐 ほぼ低潮時、潮高 約50cm（土佐清水）</p> <p>特記事項：高知地方気象台の気象警報及び注意報の発表状況 土佐清水市 気象警報及び注意報なし</p> |
| <p>その他の事項</p> | <p>本船は、船首の先端下部に防舷材としてタイヤを取り付け、船首檣出し部の両舷側にハンドレールを設置しており、瀬渡しを行う際、タイヤを岩場に押し付けて船首部を固定していた。</p> <p>本船は、通常、船長が、1人で乗り組み、船首部を岩場に固定した後、釣り客が、本船へ乗り移り、船首檣出し部に置いてある弁当を取っていた。</p> <p>船長は、船首部を岩場に押し付けて固定する際、舵輪とクラッチの操作で両手がふさがり、マイクが使えず、必要な時、大声を出して釣り客に指示していた。</p> <p>釣り客Aは、15年間で50回以上の磯釣りを経験していたが、大与星に降りたのは初めてであった。</p> <p>釣り客Aは、5回ほど本船に乗船して磯釣りを行っていたが、船長が、釣り客に対し、大声又はマイクで乗り降りについての指示をすることを聞いたことがなかった。</p> <p>釣り客Aは、本事故当時、帽子をかぶり、釣り用の浮揚性のあるジャケット、合羽、フリースのシャツ及びズボンを着用し、岩場で滑らないよう、靴底がフェルトでできた磯靴を履いていた。</p> <p>釣り客Aは、瀬渡船が船首部を岩場に押し付けて固定させる際、機関のエンジン音が変わることを経験的に知っていたが、船首檣出し部</p> |

| | |
|---|---|
| | <p>に足を伸ばす際、エンジン音の変化を確認しなかった。</p> <p>船長は、本船を使用して遊漁船業を営むため、遊漁船業の適正化に関する法律に基づき、高知県に遊漁船業者の登録をしており、平成15年9月4日付けで高知県知事に対して業務規程の届出をしていた。</p> <p>船長は、本事故後、遊漁船業の廃業届を高知県に提出した。</p> |
| <p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p> | <p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、大与星において、船首部を岩場に押し付ける作業中、釣り客Aが、船首部付近の岩場から本船に乗り移ろうとして船首檣出し部に片足を伸ばしたところ、うねりを伴う波により、本船が後ろに下がったことから、本船と岩場の間に落ち、本船と岩場の間に挟まれて負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、釣り客Aに対し、船首部を固定した後、本船へ乗り移るよう、指示をしていれば、本事故の発生を防止できた可能性があると考えられる。</p> |
| <p>原因</p> | <p>本事故は、本船が、大与星において、船首部を岩場に押し付ける作業中、釣り客Aが、船首部付近の岩場から本船に乗り移ろうとして船首檣出し部に片足を伸ばしたところ、うねりを伴う波により、本船が後ろに下がったため、本船と岩場の間に落ち、本船と岩場の間に挟まれたことにより発生したものと考えられる。</p> |
| <p>参考</p> | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・瀬渡しを行う際、釣り客に対し、指示があるまで乗り降りを行わないように周知し、両手がふさがっても使用できるマイク等を使用して乗り降りの時機を明確に指示すること。 ・乗り降りしようとしている釣り客の動きに十分注意し、異常があった場合には速やかに対応すること。 ・瀬渡し時は、船長の指示により乗り降りすること。 |